

北海道環境影響評価条例の適用除外に係る関係規定

○北海道環境影響評価条例（平成10年10月26日北海道条例第42号）

（市町村条例との関係）

第66条 市町村が第二種事業又は対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続について制定した条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、環境保全についてこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、この条例の規定は、当該第二種事業又は対象事業については、適用しない。ただし、事業実施想定区域若しくは第3条の13第1項の第二種事業の実施が想定される区域又は第二種事業若しくは対象事業が実施されるべき区域（次項においてこれらを「対象事業等実施区域」と総称する。）にこの項本文の規定により知事が認めた条例（以下この条において「市町村条例」という。）を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれる場合は、この限りでない。

○北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年1月25日北海道規則第7号）

（市町村条例の制定により条例の規定を適用しないこととなる事業等の告示）

第60条 知事は、条例第66条第1項本文の規定により条例の規定を適用しないこととなる第二種事業及び対象事業並びに当該第二種事業及び対象事業に係る市町村条例の名称を告示するものとする。

○北海道環境影響評価条例の規定を適用しないこととなる市町村条例(平成12年1月14日北海道告示第36号)

北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号・以下「道条例」という。）第66条第1項の規定により、札幌市が制定した次の条例の内容が、道条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境保全について道条例と同等以上の効果を有するものと認めたため、同条例の適用を受ける第二種事業及び対象事業については、道条例の規定は適用しない。

北海道知事 堀 達也

- 1 市町村条例の名称 札幌市環境影響評価条例(平成11年札幌市条例第47号)
- 2 第二種事業及び対象事業 道条例第2条第2項及び第3項に規定する事業